

生活の質に関する調査仕様書（案）

1. 調査件名

生活の質に関する調査

2. 調査目的

幸福度に関しては、通常の無作為調査では、①時間に普遍的個人特殊な効果の抽出が難しい、②調査時点前後のイベントの影響を受けている可能性がある、などの調査上の欠点も指摘されており、こうした特殊要因を調整した幸福度を把握する最適の方法として縦断調査（パネル調査）を行い、国民の生活実態、意識及び行動の変化を継続的に調査する。これにより、経済政策などと幸福度の関係性を分析する上で必要となるデータを確保する。

3. 調査項目

①主観的幸福度、②協調的幸福感尺度、③生活満足度、④感情バランス、⑤生活領域での満足度、⑥仕事の満足度、⑦人生幸福度、⑧経済状況、⑨住環境、⑩子育てに対する感じ方等を調査項目とする。

4. 調査概要

- (1) 調査対象：施設等の世帯で15歳以上の者及び全国の世帯で15歳以上の者
- (2) 調査客体：調査客体は内閣府が定める方法（市区町村、調査単位区、世帯（個人）の層化3段階抽出法）により選ばれた世帯
- (3) 調査客体数：10,440人（1,000人（被災地¹）+9,440人（被災地以外））
- (4) 調査の範囲：全国364市町村（522単位区）、都道府県別の調査対象数は「生活の質に関する都道府県別調査対象数（別添1）参照。
- (5) 実施回数：1回（平成24年3月）
- (6) 有効回収率：上記(3)における被災地では60%以上及び被災地以外で70.0%以上を目標とする。（最低60.0%以上）
なお、回収率が目標を下回る見込みとなった場合には、直ちに内閣府と協議の上、遅滞なく対応策を講じること。
- (7) 調査方法：原則として調査員が調査票を配布、回収する訪問留置法とする。
ただし、調査対象者が自ら記入することが困難な場合は、調査員が面接して聞き取ることも可とする。また、調査対象者の希望で調査員による回収が困難な場合は、郵送による回収を可とする。
- (8) 抽出台帳：住民基本台帳等
- (9) 契約期間：平成23年12月26日（月）～平成24年3月23日（金）まで
- (10) 成果提物提出期限：平成24年3月23日（金）

5. 調査の内容

業務を実施する事業者が実施する業務は以下の通りであるが、事業者は定期的に担当部局と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、事業者の創意工夫を求める。

¹ 東京都を除く東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震にかかる災害救助法適用地域。

(1) アンケート調査の実施

【実査準備】

① 調査員の確保・指導

- (ア) 事業者は、本調査の事務に従事する調査員を採用する。
- (イ) 事業者は、年度当初及び調査員の補充を行った際は随時、調査員説明会を開催し、調査員に調査開始前に必ず出席するよう義務付け、「調査要領」等により、調査の概要や調査票の内容、調査のスケジュールや回数等の基本的事項及び守秘義務について十分な調査員指導を行う。特に、不適當な調査を行うことがないよう、また、その種の行為があった場合の処分や事業者による調査世帯への直接聞き取りがされていることを伝え、強く指導を行う。
- (ウ) 調査員に欠員が生じた場合、事業者は速やかに後任者の採用を行う。
- (エ) 事業者は調査世帯から寄せられた意見・要望等の報告、また、調査員からの調査に携わっての意見・提案を聴取することとし、それを調査員全員に随時伝達する。

② 調査票の作成

調査にかかる関係調査員等の調整、手配、準備などを行い、調査票等のアンケートに必要な書類の印刷を行う。印刷にあたっては、担当部局に確認の上行うこと。なお、質問数は50問以上（付問及びフェイス・シートを含む）を予定。

③ 調査対象の選定

- (ア) 調査対象の選定方法は「生活の質に関する都道府県別調査対象数」（別添1）を前提とする。
- (イ) 層化3段抽出法（第1段—市町村，第2段—単位区，第3段—個人）により調査対象（15歳以上の者）を選定する。（詳細は別添2）住民基本台帳等の閲覧については、内閣府経済社会総合研究所（以下「担当部局」という。）長から、該当市区町村に対し、便宜供与を依頼するため、調査実施前に別添3「住民基本台帳及び選挙人名簿の閲覧について（依頼）」を作成するとともに、施行文書を送付すること。
- (ウ) 平成23年度中に調査対象として選定した調査対象は、平成24年度も引き続き調査する。新年度調査の民間事業者が変更になった場合でも、継続して調査を行うことになる。

【実査】

④ 調査の依頼及び調査票の配布

- (ア) 調査実施の前に別添4「「生活の質に関する調査」ご協力のお願い」を作成し、調査対象者に配布し、調査の協力を依頼するとともに、調査の円滑化をはかること。
- (イ) 調査世帯の転居、調査拒否などから調査世帯が減少した場合には、その都度選定時と同様の手順により代替サンプルを補充する。
- (ウ) 平成23年度中に調査対象として選定した世帯は、平成24年度も引き続き調査することとなるので、継続して調査を行う世帯には、新事業者が入ってから速やかに「生活の質に関する調査の委託事業者変更について」を郵送する。

⑤ 調査票の回収、礼状及び謝礼の配布

- (ア) 調査対象者の協力を得て、有効回収率を上げるよう十分努めること。不在の場合でも、曜日、時間帯を変え、5日以上は訪問すること。ただし、調査対象者の意思を尊重し、強要しないこと。
- (イ) 協力を受けた調査対象者へは、調査票回収時に謝礼として500円以上の粗品（図書カードなどの物品）を渡すこと。

⑥ 調査票の検査、照会対応等

- (ア) 調査員は、「調査票」回収の際及び必要があれば回収後でも、記入に不備または矛盾した箇所がないか検査し、不備または矛盾があれば世帯に確認して補完・訂正する。
- (イ) 事業者の本部に調査世帯からの照会事項に対応するフリーダイヤルを設けることとする。

⑦ 調査票の審査、照査票の作成及び修正

調査員から提出された「調査票」が適切に記入されているかどうか、内容審査を行うとともに、次回調査のため「照査票」（様式2）の作成及び修正を行う。「照査票」の回答者の性別、年齢、職業、住宅、年収の各欄は、「調査票」のフェイス・シートの該当欄に基づき作成する。内容審査等において、記入漏れの箇所や誤って記入されていると判断される箇所がある場合、担当の調査員に確認して記入内容の訂正を行う。

(2) 集計作業

- (ア) 調査票のデータ入力、事業者にて行う。
- (イ) 集計作業に当たり、データクリーニング（欠票状況の確認、無記入・誤記入・矛盾等の修正）を確実に行うこと。
- (ウ) 単純集計に加え、担当部局の指示により属性別（フェイス・シート等の基本項目（年齢層別（5歳刻み））にあつては、性別も集計）及び質問間クロス集計を行う。
- (エ) 個人情報等の保護、データの機密性、調査の一貫性から、再委託せず社内一括集計すること。ただし、報告書等の印刷については再委託可能とする。

(3) 調査報告書の作成

集計結果等を基に調査報告書を作成する。なお、調査報告書の案ができた段階で、速やかに担当部局と検討・調整を行うこと。

(4) 納品物件

本調査について以下（ア）～（ウ）の物件を担当部局に納入する。納入物件の様式、形式等についてはあらかじめ担当部局の承認を得ること。

- (ア) 調査報告書（簡易製本） 10部
- (イ) 単純集計、クロス集計のアンケート等 2部
- (ウ) 以下を電子データ化し、保存したCD-R 2枚
 - ・アンケート調査個票（一式）
 - ・単純集計、クロス集計のアンケート集計表（一式）
 - ・調査対象者一覧（一式）
 - ・調査票（一式）
 - ・調査報告書（WORD、PDF形式の二式）

(エ) 調査単位区対象名簿	1部
(オ) 照査票	1部

(5) その他

- (ア) 本調査の実施に際して、仕様書に定める以外の事項等については、担当部局の指示に従うこと。なお、担当部局からの指示は別添6「指示書」において行う。
- (イ) 本調査の結果データ等については、本調査の目的以外には使用しないこと。また、本調査の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては秘密の保持に十分配慮すること。
- (ウ) 本調査の結果データ等については、内閣府に権利があるものとし、受注者が本調査で知り得た情報については、本調査の目的以外には使用しないこと。また、本調査で知り得た情報の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に留意すること。
- (エ) なお、個人情報については個人情報保護法等及び別添5「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取り扱いには十分に注意すること。

6. 一般競争入札への参加要件

本業務を執行する者は、個人情報の保護・データの機密を厳守する必要があることから、プライバシーマークを取得している者とする。

さらに、本業務を円滑に実施するため、過去5年間に、全国規模で10,000人以上を対象とした訪問留置法または個別面接聴取法でのアンケート調査等業務の受託実績があること、また、本仕様書の要求する事項が可能であるほかに、別添7「実績等証明書」を内閣府に提出することを要件とする。

提出期限は、平成23年12月21日(水)12:00までとし、「実績等証明書」の内容に不明な点などがある場合は、内閣府担当者から問い合わせができるものとする。

なお、過去3年以内において、内閣府における物品等の契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた者は、改善措置について説明を求める。

説明は、書面(様式自由)により行うこととし、説明の日程については、内閣府が指定する。

【書類提出先・問い合わせ先】

内閣府経済社会総合研究所総務部総務課

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館(6階)

TEL 03-3581-5853 (担当: 深澤)

FAX 03-3581-1243

(別添1)

生活の質に関する調査の都道府県別世帯調査対象数

都道府県番号	都道府県名	調査市区町村数	調査単 位区数	調査対象数	調査員数	うち被 災地調 査区数	被災地で の調査対 象数
1	北海道	13	18	360	18	0	0
2	青森	6	8	160	8	2	40
3	岩手	6	8	160	8	8	160
4	宮城	8	10	200	10	10	200
5	秋田	6	8	160	8	0	0
6	山形	6	8	160	8	0	0
7	福島	8	10	200	10	10	200
8	茨城	9	11	220	11	11	220
9	栃木	7	9	180	9	6	120
10	群馬	6	8	160	8	0	0
11	埼玉	15	19	380	19	0	0
12	千葉	14	17	340	17	2	40
13	東京	8	33	660	33	0	0
14	神奈川	13	22	440	22	0	0
15	新潟	8	9	180	9	1	20
16	富山	6	8	160	8	0	0
17	石川	6	8	160	8	0	0
18	福井	6	8	160	8	0	0
19	山梨	6	8	160	8	0	0
20	長野	8	10	200	10	0	0
21	岐阜	7	9	180	9	0	0
22	静岡	9	13	260	13	0	0
23	愛知	13	20	400	20	0	0
24	三重	7	9	180	9	0	0
25	滋賀	7	8	160	8	0	0
26	京都	7	12	240	12	0	0
27	大阪	11	24	480	24	0	0
28	兵庫	11	17	340	17	0	0
29	奈良	6	8	160	8	0	0
30	和歌山	6	8	160	8	0	0
31	鳥取	6	8	160	8	0	0
32	島根	6	8	160	8	0	0
33	岡山	8	10	200	10	0	0
34	広島	9	12	240	12	0	0
35	山口	7	9	180	9	0	0
36	徳島	6	8	160	8	0	0
37	香川	6	8	160	8	0	0
38	愛媛	6	8	160	8	0	0
39	高知	6	8	160	8	0	0
40	福岡	10	16	320	16	0	0

41	佐賀	6	8	160	8	0	0
42	長崎	6	8	160	8	0	0
43	熊本	7	9	180	9	0	0
44	大分	6	8	160	8	0	0
45	宮崎	6	8	160	8	0	0
46	鹿児島	8	10	200	10	0	0
47	沖縄	6	8	160	8	0	0
	全国	364	522	10,440	522	50	1,000

- (注)
1. 政令指定都市および県庁所在市の調査対象は、最低 80 を配分する。
 2. 県別の集計を行うため、最低でも調査対象を 160 配分する。
 3. 東京都の特別区は 1 市として計上。
 4. 被災地(東京都を除く災害救助法適用地域)の調査区数は 50、調査対象数は 1,000 を確保する。

(別添2)

調査単位区対象名簿の作成及び調査対象の選定方法

1 調査単位区の範囲

調査単位区は、国勢調査の調査区から構成されており、本調査の1調査単位区は国勢調査の3調査区を合わせたものである。ただし、3調査区では調査世帯の確保が困難な場合は、隣接する調査区までその対象を広げる。具体的な調査区は民間事業者が選定し、それを基本に内閣府と協議、決定する。

2 調査単位区の範囲の確認及び国勢調査関係書類の閲覧

(1) 調査員は、担当する調査単位区の選定に際し、当該調査区の所在地及び範囲を確認する。

(2) 市区町村長が保管している「国勢調査調査区一覧表」及び「国勢調査調査区地図」により確認する必要がある場合は、「国勢調査調査区関係書類の閲覧承認通知の写し」を持参し、閲覧する（必要な場合は複写をとる）。

(3) 当該調査区の確認が、上記(2)によって困難な場合は、「国勢調査調査区要図」を閲覧して確認する（必要な場合は複写をとる）。複写をとる場合、調査区要図中の「調査員氏名」の欄は、転記または複写しないこと。

(4) 上記(2)及び(3)により、複写または転記した用紙は、用済み後直ちに焼却など他に漏れない方法により処分する。

3 調査単位区内世帯の訪問及び調査単位区個人名簿の作成

(1) 調査員は、住民基本台帳（不可能な場合は選挙人名簿）をもとに、次のような戸別訪問により「生活の質に関する調査調査単位区対象名簿」（様式1）を作成する（住民基本台帳（又は選挙人名簿）の閲覧のための公文書の発出は内閣府が行う。）。調査単位区の範囲の確認を行った後、調査単位区内の調査対象とした全世帯を訪問して世帯主氏名、世帯所在地、世帯区分の各欄の記入を行い（世帯主氏名については、世帯の協力が得られない又は他に確認方法がない場合は姓のみで可、オートロックマンション等で立ち入り出来ず如何なる方法でも姓が確認出来ない場合は空欄でも可、世帯区分についても確認不能の場合は空欄でも可）、「生活の質に関する調査調査単位区対象名簿」を作成する。この名簿を作成するために、「生活の質に関する調査についてお願い」を調査単位区内の全世帯（一般世帯、単身世帯共通）になるべく事前に配布し、名簿作成への協力及び今後の調査への理解と協力を求め、調査が円滑に行われるように努める。

(2) 名簿作成後、世帯区分欄の「一般」や「単身」に○印を付し、一連番号をつける。各調査単位区での調査世帯は20世帯とし、住民基本台帳等をもとに民間事業者がその世帯の中からランダム抽出により、世帯の中の15歳以上の回答者を選定するが、3つの調査単位区を合わせた60世帯の回答者60人について、回答者の性別年齢階級に着目して、平成22年国勢調査の15歳以上性別・年齢階級別の人口数の分布を基準にして、全体の抽出率を調整する。

各調査単位区間の性別・年齢階級別の選定数の調整は民間事業者において行う。

このようにして選定した回答者の調査世帯については、抽出世帯の欄に一般世帯には○印を、単身世帯には△印を記入する。

「生活の質に関する調査調査単位区対象名簿」は、この調整した選定数のそれぞれ5倍程度になるまで記録する。住民基本台帳（又は選挙人名簿）からの転記情報は、氏名、世帯所在地、生年月日、性別である。

次に、作成した「生活の質に関する調査調査単位区対象名簿」の記録順に、それぞれの性別・

年齢階級別の選定数に達するまで、調査の協力を依頼する。

(3) はじめて訪問する際は、本調査の趣旨を説明して調査への協力を求める。また、可能な限り、事前に町内会長やアパート・マンションの管理人等に「生活の質に関する調査についてのお願い」を配布し、名簿作成が円滑に行えるよう協力を求める。

(4) 調査対象は全国の世帯のうち、外国人（世帯主が外国籍）を除いた世帯の構成員であり、世帯区分は以下のとおりである。

- ・ 一般世帯 調査世帯のうち世帯人員が二人以上の世帯
- ・ 単身世帯 調査世帯のうち世帯人員が一人の世帯

(別添3)

府経研第 号
平成23年 月 日

市区町村長（選挙管理委員会委員長） あて

内閣府経済社会総合研究所長

住民基本台帳及び選挙人名簿の閲覧について（依頼）

内閣府経済社会総合研究所の調査研究につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、第4章に「新しい成長」を掲げ、わが国が目指すのは、経済・環境・社会の3つが相互に高め合い、人々の幸福度に寄与する「三方よし」の国であること、そして失業や貧困など国民の幸福度が低下する要素を取り除かなければならないこと、としております。

当研究所は新成長戦略に基づいて行うこととなった「新たな成長及び幸福度に関する調査研究」を担うこととなり、その一環として「生活の質に関する調査」を実施することと致しました。

つきましては、貴管内の調査地点に係る住民基本台帳及び選挙人名簿の閲覧について、格別のご便宜を得たく依頼いたします。また、閲覧料につきましても格別のご配慮をいただきたくよろしくお願い致します。

当該調査の委託先である に対しては、閲覧した事項の秘密の厳守及び当該調査以外への使用禁止について指示済みであり、当局は責任をもって当該調査を実施させることを念のため申し添えます。なお、個人情報同社は同社が厳重に保管、集計後速やかに破棄することとしており、当該個人情報が第三者（当局含む）に開示・提供されることはありません。また、抽出作業担当者にはこの文書の写しを提示させることとします。

なお、「生活の質に関する調査」の取りまとめ結果は、内閣府経済社会総合研究所ホームページ公表することとしております。

記

- 1 委託調査名 生活の質に関する調査
- 2 調査実施機関
- 3 抽出作業時間 平成24年 月 日から平成24年 月 日までのうちの約3時間
(日時の予約や申請手続については、閲覧担当者より事前に連絡致します。)
- 4 調査の対象者 施設等の世帯で15歳以上の者及び全国の世帯で15歳以上の者
- 5 調査地点名及び
抽出対象者数 (抽出しきれない場合には隣接の番地・町丁目字範囲を閲覧させ

ていただきます。)

- 6 住民基本台帳 (1)対象者の氏名 (2)対象者の生年月日
からの転記事項 (3)対象者の性別 (4)対象者の住所
- 7 調査実施時期 平成24年 月 日から平成24年 月 日の間を予定
- 8 本件に関する (1)抽出作業、調査実施について
問い合わせ先 (電話)
- (2) 委託調査の内容、その他について
内閣府経済社会総合研究所総務課 (電話 03-3581-5853)

(別添4)

「生活の質に関する調査」ご協力をお願い

皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

わたくしども(会社名) は、全国的な世論調査・統計調査を行っている専門の調査機関です。このたび内閣府(経済社会総合研究所)から「生活の質に関する調査」の実施を請け負い、あなた様からもご意見をおうかがいするために、調査員を伺わせました。

この調査は、国民生活の背景にある重要テーマを取り上げ、国民の皆様の生活意識などを把握することを目的に実施しております。

このような調査の趣旨をお汲みとりいただき、ご協力下さいますようお願い致します。

なお、調査の対象としてあなた様が選ばれましたのは、全国から10,440人を国が定めた手続きによって無作為に選び、あなた様もその中に含まれたもので、他意はございません。今回選ばれた方は来年度以降も調査対象とさせていただきますので、引き続きご協力頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

また、お答えいただいた内容は、調査対象者全体を集計した結果(例えば、「〇〇している」人が〇〇%)を利用しますので、個人の意見や名前が出ることはなく、あなた様の回答内容や個人情報が上記目的以外に使用したり、内閣府及び弊社の外部に伝わることはありません。

ご多用中恐縮ですが、本調査にご協力頂けますよう、重ねてお願いいたします。

平成 年 月

(調査企画)内閣府経済社会総合研究所
住 所 〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
電 話 03-0000-0000(直通)

(実施担当機関)
住 所
電 話

なお、この調査についてのお問い合わせは、下記へお願いいたします。

(調査員名)
電 話

(別添5)

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 8 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたととき、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄)

- 9 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要

がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 10 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(別添6)

指 示 書

契 約 件 名： 生活の質に関する調査

契 約 日： 平成 年 月 日

番号	項 目	内 閣 府 指 示					請負業者確認	
		指 示 内 容	責 任 者		監 督 職 員		担 当 者	
			年 月 日	印	年 月 日	印	年 月 日	印

(追加指示を発する都度、正副作成し、甲乙で保管)

(別添 7)

平成 年 月 日

(会社名) 印
(代表者名)
(住所)
(電話番号)

実績等証明書

以下のとおり、当社は「生活の質に関する調査」の入札資格を有することを証明します。

1 過去5年間における全国規模で10,000人以上を対象とした訪問留置法または個別面接聴取法でのアンケート調査等業務の受託実績

(1) 件名

- ・実施年
- ・依頼者
- ・主な業務内容（調査の企画・設計、調査依頼、回収、集計、結果報告など）

及び回収率

- ・業務期間
- ・調査結果の公表の有無 有 ⇒ ホームページ (URL:)
刊行物 (名称:)
その他 ()
無 ⇒ 社内資料 その他 ()

2 業務計画（作業別スケジュールなど）

※ 仕様書の抜粋・添付は不可

3 提出物

- (1) プライバシーマークの認定書の写し
- (2) 全省庁統一資格の認定通知書の写し

5 本件担当者

(所属)
(氏名)
(電話番号)

(様式1)

年度 生活の質に関する調査 調査単位区対象名簿

都道府県番号	市・区・支庁・郡・町名	調査単位区番号	グループ単位区記号	抽出利用台帳
				1. 住民基本台帳 2. 選挙人名簿

抽出世帯	世帯番号	世帯主氏名	所在地	世帯区分			回答者氏名	性別	年齢	生年月日	電話番号	備考
				一般	単身	外国人						
○	1	○村 太郎	○			○村 太郎	1	29	昭和 52.3.3	0123-456-7890	
		▽山 ?	?								調査拒否
		?	?								
	2	◆崎 次郎	○				1	64	昭和 22.10.15		移転
△	3	□藤 花子		○		□藤 花子	2	81	昭和 5.2.2	0123-456-7892	
	4	△丘 三郎	○								
○	5	●田 崎夫	○			●田 とよ	2	46	昭和 40.1.3	0123-456-2978	
△	6	▼下 一郎		○		▼下 一郎	1	33	昭和 50.3.3	0123-456-9895	
	
	
	

調査単位区内の世帯 抽出数	世帯 世帯	} 次頁に続く場合はこの 欄は記入しない。
------------------	----------	--------------------------

- 注) 1. 調査対象名簿作成時、世帯主氏名について確認ができない場合は「姓」のみで可、いかなる方法でも確認不能の場合は空欄で可、世帯区分についても確認不能の場合は空欄で可。いずれの場合も住所は記入する。
2. 世帯名簿作成時には電話番号の記入は不要、調査世帯に決定した際に記入する。同時に、世帯名簿作成時に世帯主氏名、世帯区分に不備があった場合は当該部分を聞き取り、記入する。

